

# 市町の意見申出について

## 【経緯】

- 障害者総合支援法の改正に伴い、令和6年4月1日から、都道府県が行う事業者指定および指定更新に対し、市町村は障害福祉計画等との整合性を図る目的から意見を申し出ることができること、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付することができることとされました。

## 【該当法令】

- 障害者総合支援法第36条第6項、第7項、第51条の19第2項ならびに児童福祉法第21条の5の15第7項（市町の意見申出について）
- 障害者総合支援法施行規則第34条の21の2および3、第34条の60の2および3ならびに児童福祉法施行規則第18条の34の2および3（運用について）

## 【滋賀県における該当条例】

- ① 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年4月1日規則第50号）
- ② 滋賀県児童福祉法施行細則（昭和61年4月1日規則第28号）

# 意見申出の対象市町について

---

- 指定・更新時に意見を申し出る市町は、予め県に対してその旨を通知した上で、公表しておかなければならない。
- 現在（令和7年2月末時点）、新規指定時に申出を表明している市町は9市町、指定更新時に申し出を表明している市町は3市町（詳細は次ページ参照）

| 治体名               | 区域 | 新規指定時に意見照会通知書の提出が必要なサービス名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 指定更新時に意見照会通知書の提出が必要なサービス名         | 公表方法 | 期間         |
|-------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------|------------|
| 近江八幡市             | 全域 | ・ 共同生活援助（GH）・放課後等デイサービス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | -                                 | 市HP  | R9.3.31まで  |
| 草津市               | 全域 | ・ 生活介護・短期入所・共同生活援助（GH）・児童発達支援・放課後等デイサービス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ・ 児童発達支援・放課後等デイサービス               | 市HP  | R12.3.31まで |
| 守山市               | 全域 | ・ 生活介護・共同生活援助（GH）<br>・ 放課後等デイサービス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ・ 生活介護・共同生活援助（GH）<br>・ 放課後等デイサービス | 市HP  | R9.3.31まで  |
| 栗東市               | 全域 | ・ 生活介護・短期入所・共同生活援助（GH）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | -                                 | 市HP  | R9.3.31まで  |
| 野洲市               | 全域 | ・ 生活介護・短期入所・共同生活援助（GH）<br>・ 放課後等デイサービス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | -                                 | 公告   | R9.3.31まで  |
| 彦根市               | 全域 | ・ 就労継続支援B型・放課後等デイサービス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ・ 就労継続支援B型                        | 市HP  | R12.3.31まで |
| 高島市<br>長浜市<br>甲賀市 | 全域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護・同行援護</li> <li>・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援</li> <li>・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 短期入所</li> <li>・ 自立訓練（機能訓練）</li> <li>・ 自立訓練（生活訓練）</li> <li>・ 就労選択支援 ・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援A型 ・ 就労継続支援B型</li> <li>・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助</li> <li>・ 共同生活援助 ・ 地域移行支援</li> <li>・ 地域定着支援 ・ 児童発達支援</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 居宅訪問型児童発達支援</li> <li>・ 保育所等訪問支援</li> </ul> | -                                 | 市HP  | R9.3.31まで  |

※上記市町の内、記載のないサービスおよび記載のない市町については意見照会通知書の作成は不要

# 市町の意見申出 制度概要

- 指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業または障害児通所支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の指定または更新において、関係市町は指定権者（県）に対して**意見の申し出が可能**となる。

## 【申請の流れ】

### ①通知届出書の提出（各市町）

- 意見申出の対象となるのは、障害福祉サービス等が置かれる市町（**隣接、支給決定市町は対象外**）（意見申し出を行う市町は、県に対して事前に通知届出書を提出した上で、その旨を公報やインターネット等を利用して周知しています。）

### ②指定・更新の申請（各事業者）

- 意見照会通知書を要する市町で事業の**指定**を受ける事業者は、**県HPに掲載している意見照会通知書をダウンロードし、必要事項を記載して事前協議時に持参**する。事前協議後、県担当者の指示に従い、意見照会通知書のデータ（Word）を県にメールで提出する。
- 意見照会通知書を要する市町で事業の**更新**を受ける事業者は、更新期限の75日より前に意見照会通知書に必要事項を記載した上で、そのデータ（Word）を県にメールで提出する。

### ③意見照会通知書の発出

- 県は、受理した意見照会通知書の内容を確認し、該当市町に発出する。

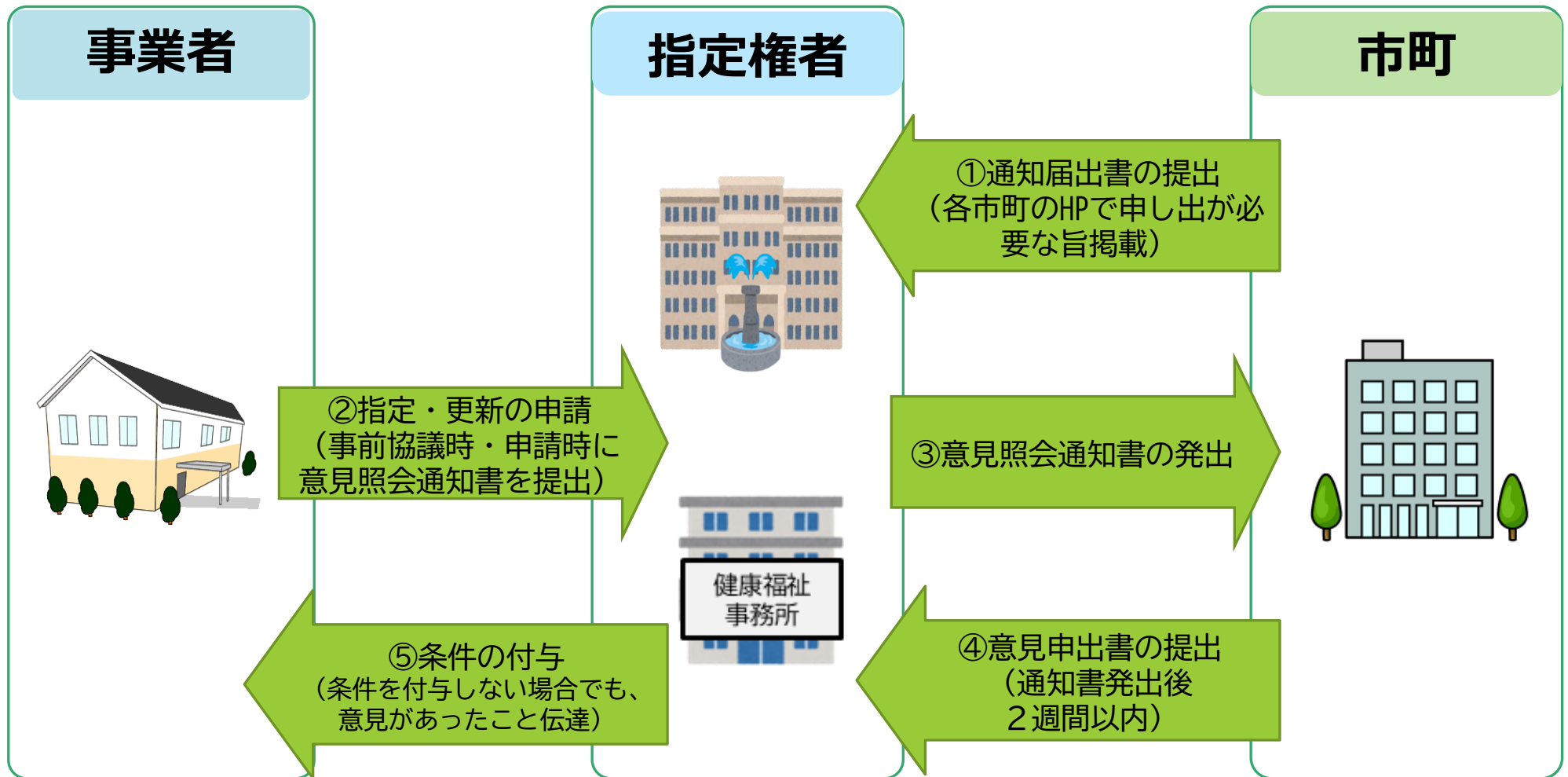
### ④意見申出書の提出

- 意見照会通知書を受理した市町は、障害福祉計画に基づいた意見を、**意見照会通知書の発出から14日以内に申し出ることができる。**

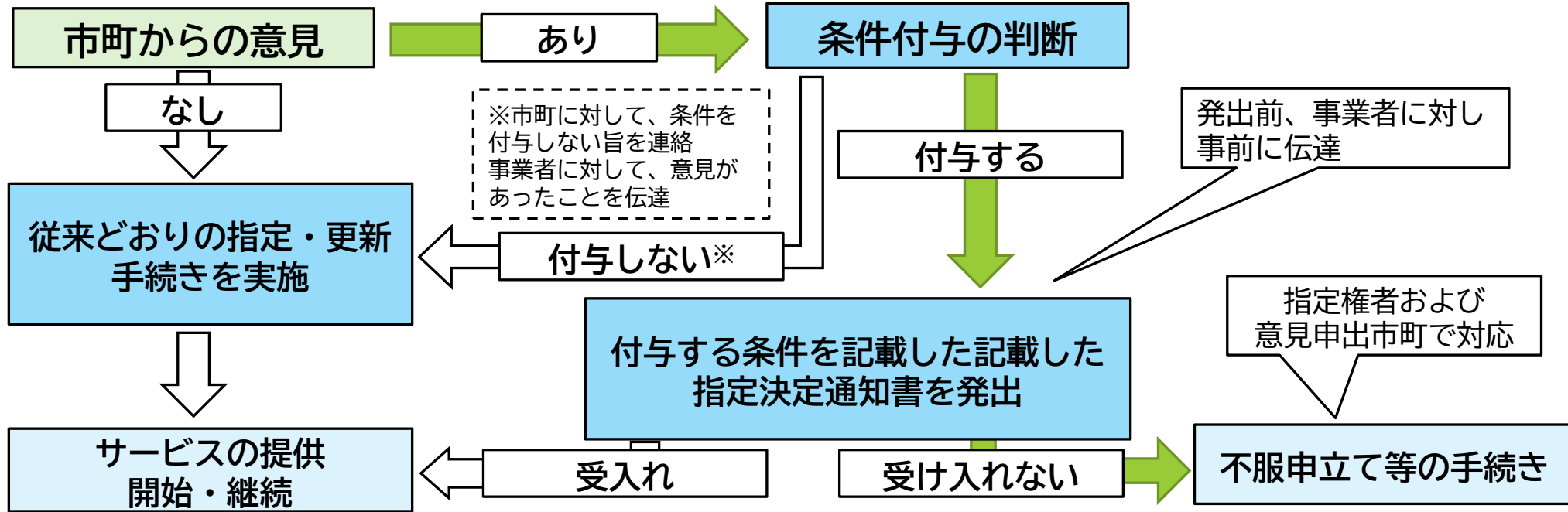
### ⑤条件の付与

- 県は、市町からの意見申出書を受理した場合、その意見が正当であると認めるときは、**事業者に対して条件を付与**する。

# 市町の意見申出 フロー図①



# 市町の意見申出 フロー図②



●意見申出を表明していない市町での手続きは従来どおりです。

## ➤ 市町からの意見申出書の内容および付与された条件の法的拘束力について

- 意見申出書の内容については、**原則、各市町が定める障害福祉計画に基づくもの**ですが、それ以外でも可能としています。
- 条件の付与は、事業実施を前提としており、事業所自体の設置を認めない等の条件は、**原則、対象外**としています。
- 事業者に対して**意見を付与するか**の最終判断は、**指定権者（県）**が行います。
- 条件を付与された事業者は、その条件を満たす必要が生じます。条件を満たさない場合、**指定を取り消す可能性**があります。

# 【参考】意見照会通知書 様式

| 意 見 照 会 通 知 書                                |                              |                            |         |
|----------------------------------------------|------------------------------|----------------------------|---------|
| 〇〇市長（××町長）様                                  |                              | 滋賀県知事 三日月 大造               |         |
| 指定障害福祉サービス事業者の指定または更新における意見照会について次のとおり通知します。 |                              |                            |         |
| 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類                        |                              | 多 機 能 ・ 共 生 型<br>実 施 の 有 無 |         |
| 申 請 者                                        | フリガナ                         |                            |         |
|                                              | 主たる事務所の所在地                   | (郵便番号 - )                  |         |
|                                              | 代表者の職・氏名                     | 職 名                        | フリガナ氏 名 |
|                                              | 代表者の住所                       | (郵便番号 - )                  |         |
| 事 業 指 定 業 者 定 義 運 営 規 程                      | 代表者の生年月日                     | 年 月 日                      |         |
|                                              | 主たるフリガナ                      |                            |         |
|                                              | 事業所（施設）の所在地                  | (郵便番号 - )                  |         |
|                                              | 従たるフリガナ                      |                            |         |
| の 更 新 事 業 受 け 所 情 報                          | 指定（指定の更新）申請をする事業の開始（更新）予定年月日 | 利用者の推定数※1※2                |         |
|                                              | 運 営                          | 事業の目的および運営の方針              |         |
|                                              | 規 程                          | 従業者の職種、人数および職務の内容          |         |
|                                              | 規 程                          | 営業日および営業時間                 |         |
| 程                                            | 利用対象市町ごとの利用定員                |                            |         |

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

注2 申請事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときに記載します（指定一般相談支援事業に関しては不要です）。なお、従たる事業所が2箇所以上の場合は行を追加してください。

注3 「利用者の推定数」は、療養介護、生活介護、短期入所（併設事業所において行うものに限ります）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助または共同生活援助に限ります。

注4 通知の日から14日以内に意見の申出をしてください。

法人格が未作成の場合は「申請中」と記載  
※指定申請書提出時には登録が完了していること

事業所名など、未確定の場合は「〇〇（仮称）」と記入

【記載例】  
管理者〇人：事業所全体を管理する。  
サービス管理責任者〇人：個別支援計画の作成等を行う。  
世話人〇人：…。

記載例：毎週月曜から金曜、サービス提供時間は9時から15時、運営時間は8時から18時

記載例：総計●人（内、草津市●人、栗東市●人）

# 【参考】意見が付される場合の指定通知書 様式

滋賀県指令障福第 号

所在地  
名 称

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定します。

令和 年(20 年) 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 サービスの種類
- 4 指定年月日
- 5 指定の有効期間
- 6 指定事業所番号

※ 条件を付する場合は以下を追加。

なお、同法第 36 条第 8 項の規定に基づき、本指定について、以下の条件を付することとします。

条 件

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

意見照会通知書を基に、市町から意見の申し出があり、その内容を付す場合は、標記のとおりに「条件」として記載します。

例：障害支援区分 5，6 の方や強度行動障害の方の積極的な受け入れ。

根拠：【第 6 期〇〇市障害者計画】p. 00

条件に関しては行政処分に該当するため、「不服申し立ておよび取消訴訟」の規定を追加で掲載します。  
(通常の指定時には記載がありません)